

菊環組建発第68号
令和2年2月7日

長期包括運営事業者選定委員会 様

菊池環境保全組合
組合長 後藤 三雄

長期包括運営事業者選定について（諮問）

このことについて、菊池環境保全組合長期包括運営事業者選定委員会設置要綱第2条の規定に基づき、下記のとおり諮問いたしますので、貴委員会のご意見を賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 諮問事項

新最終処分場及び環境美化センター等（再資源化工場・楽善埋立処分場・旧杉水埋立処分場）の運営を行う事業者の選定について

2. 諮問の趣旨

新最終処分場の令和4年度以降の運営事業者及び環境美化センター等の令和3年度以降の運営事業者を選定するにあたり、公正かつ公平に選定を行うため、上記事項について、専門知識を有する者及び各副市町長で構成する当該委員会に諮問し、専門的見地からの意見を求めるものです。